

CONTENTS

特集／文化財建造物の登録はじまる

1	文化財登録に関する当面の方針と 保護措置について	文化財保護部 建造物課	4
2	登録された土地改良施設への 支援措置について	遠藤知庸	8
	提言／文化財登録制度を町並みや景観のなかで活かす		
3	1 都市計画の立場から	温井 亨	10
	2 歴史・意匠の立場から	藤井恵介	12
	3 「歴史と文化のまちづくり」と文化財登録制度	浦口醇二	14
	報告／文化財登録制度と地域づくり		
4	1 島根県大社町	加村健悟	16
	2 神奈川県箱根町	伊藤 潤	18

連載

●随 想／方言文化事情	大城立裕	20
●後世に残そう我が県の文化財⑩／三重県	斎宮跡 『西方指南抄』『三帖和讃』	22
●歴史の道——いにしえをたどる①	中山道碓氷峠越	25
●海外だより 海外の文化事情／フランス篇(2)		28
●言葉の小窓——新「ことば」シリーズより——／2		29
●メセナ紹介／2	(財)アサヒビール芸術文化財団	30

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・平成8年度 芸術選奨決まる	32
・平成8年度 文化庁優秀映画作品賞決まる	38
・平成8年度 芸術作品賞決まる	40
・平成8年度 舞台芸術創作奨励賞決まる	40
・『コンピュータ・ソフトウェア管理の手引(企業編)』刊行	41
・平成9年度 著作権セミナー開催日程	41
・文化庁ホームページ開設	42

イベント案内

・京都国立近代美術館「萬 鐵五郎 展」／43	・芸術文化振興基金ニュース／46
・国立国際美術館「国立国際美術館の20年」／44	・6月の国立劇場／47
・奈良国立文化財研究所飛鳥資料館「山田寺東回廊再現」／45	・表紙解説／編集後記／48

文化財建造物の

特集

登録はじまね

はじめに

六月に文化財保護法（以下「法」という）の一部が改正され、文化財建造物の登録制度が成立し、同年一〇月一日より施行されている。登録制度の概要や趣旨は既に昨年八月の『文化庁月報』等において紹介されているので、本稿では当面の登録方針、保護措置等の制度の具体的な運用について紹介する。

介することにした。

登録物件の選定

建造物課では、制度の発足と前後して主な登録の候補物件リストを都道府県教育委員会に提示した。リストは、文化庁の補助事業による近代化遺産（建造物等）総合調査、近代和風建築総合調査、伝統的建造物群保存対策調査等によって、一定の価値が評価されたもの

文化財登録に関する当面の方針と保護措置について

文化財保護部建造物課

のや、日本建築学会、土木学会等の関連学術団体による調査によって価値が認められたもの等から成り立っている。このリストに記載された物件のうち、都道府県や市町村の教育委員会の協力を得て、所有者の同意が得られたものが、まず登録されることになる。ただし、このリストには既に取り壊された物件等も含まれているため、地方公共団体の教育委員会の協力を得て、逐次見直しを図っていく予定である。

次に、リストに未掲載のものであっても、地方公共団体の教育委員会から推薦（法百四二条の二による意見具申）があり基準をみたすものについては、登録の手続きをとっている。こうした場合の登録方法は、市町村の独自の調査によって価値が把握されているものについては、所有者の同意書とともに調査報告書等の写しを添付してもらっている。未調査のものについては、教員等の学識者または建築士等の専門家に調査を書いてもらい、それを参考にするものとしている。所有者からの自薦物件については、地方公共団体教育委員会からの推薦を得ることが望ましいと考えている。これは、制度上、登録するにあたってはあらかじめ関係地方公共団体への意見を聴くことになっていること（法五六条の二第二項）にかんがみものである。なお、地方公共団体教育委員会から推薦があった物件でも、改

登録物件の概要

三月までに文化財保護審議会から答申を得たものを含めると、現在までの登録物件は左表のとおりである。建造物の種別は原則として建設当初の状態や用途等に基づく区分によ

っているが、旅館、ホテル、オフィスビル等の従来の指定制度ではほとんどみられない物件が多数対象となっている点に特徴がある。建設年代は、明治以降の近代のものに偏っているが、これは「急速に進む国土開発等で消滅の危機にさらされている多種多様で大量に残る近代の建造物を中心とする歴史的建造物を保護する」という制度の設立趣旨が浸透

していることの結果と考えている。江戸時代の民家や社寺建築といった建築年代が古い物件についても、基準に合致するものであれば登録は可能であるが、従来の指定制度による保護を検討すべきものが多いこと等からみて、今後も近代の建造物が登録の主な対象になるものと考えている。

また、土木構造物（橋梁、トンネル、水門、堤防、ダム等）が八件と少ないが、これは、土木構造物を文化財として評価する動きが近年始まったばかりの段階であることが主な理由として挙げられる。今後、関係者の調査研究によって保存すべき物件のリストが全国規模で作成され、保存についての検討が本格化すれば、登録数は増加するものと期待される。

保護に対する支援措置

登録制度の目的の一つは、文化財登録原簿に登録することによって文化財としての価値を公にすることにある。所有者にとっても、国に自らが所有する物件の価値を認めもらうことを名誉と考える人にとっては一定の意義をもつ。しかし、多くの所有者にとって登録を受け入れるか否かは、正直なところ実利とのバランスである。

文化庁では、所有者による自主的な保護を促すために技術的指導を行うほか、以下のような支援措置を行うと同時に、まちづくりや

平成9年4月1日現在の登録数
(文化財保護審議会答申済みのもの)

登録数	236件(139箇所)
関係市町村	100市町村(区)
関係都道府県	40都道府県

■時代別

江戸	明治	大正	昭和	計
4	79	93	60	236

■種別

産業			交通	官公庁舎	学校	生活関連	文化福祉	住宅	宗教	治山治水	他
1次	2次	3次									
15	25	37	11	14	12	19	14	75	10	1	3

建築物	土木構造物	その他の工作物	計
212	8	16	236



◆文化財建造物の登録はじまる

国土保全といった観点から関係省庁の関連事業による協力といった点についても検討を重ねている。

①保存・活用のための修理に必要な設計監理費の二分の一補助

平成九年度から創設が認められた事業で、予算額約二億六、五〇〇万円余りが計上されている。これは、所有者が改修を行う際に、一定の助成を行うと同時に専門家がその設計監理を手がけることによって、文化財としての価値の維持や向上を図ることを期待したものである。補助内容の詳細について今後要項等を定める予定としている。

②登録された家屋にかかる固定資産税の二分の一以内の軽減

平成八年八月三〇日付けの自治省通達で、地方公共団体の自主的判断により税額を軽減する道が開かれたものである。

登録物件は、建設後相当の年数を経過しており一般に課税評価額が低いため税額も相対的に低く、メリットは少ないとの声も聞く。しかし、登録物件を保存活用するために大規模な改修を行った場合、改修後の評価額は投資額に対応して高くなり、税額も上昇することが予想される。こうした場合、固定資産税の二分の一の軽減は、所有者にとって大幅な負担となる。一方、地方公共団体にとっても改修が誘導されることで、実質的に増収が

望めるとの考え方もできる。したがって、この軽減措置は改修による保存・活用を誘導する効果があると考えている。

③登録物件の敷地の地価税の二分の一の軽減

これは、課税価格の計算の特例として認められたものである。地価税は申告制で、賦課されるものが明らかとなった者は、所轄の税務署に申告するとともに、納税額を所定の期日までに納付しなければならぬことになっている。このため、課税価格の計算の特例によって地価税の軽減を受けようとする者は、文部大臣が発行する証明書が必要である。適用対象となる土地等の面積については、当分の間文化庁と国税庁が物件ごとに協議し、確定することになっている。なお、関係地方公共団体教育委員会にあつては登録物件の敷地が課税対象になっているか否かを確認し、対象となっていれば文化庁にその旨を速やかに報告することが望まれる。

④日本開発銀行等の低利融資

法人（宗教法人を除く）が行う改修工事に対する措置で、収益事業を営みながら利用することが建造物の維持につながるという考え

方から、これを支援しようという制度である。民間の金融機関との競合を避けるための融資条件があるが、企業等による登録物件の自主的な保護を推進する効果が期待されている。

⑤他省庁等の事業

望めるとの考え方もできる。したがって、この軽減措置は改修による保存・活用を誘導する効果があると考えている。

度を理解してもらうために「建物を活かし、文化を生かす。——文化財登録制度のご案内」と題したパンフレットを発行している。パンフレットは好評で、一時在庫がわずかとなりご迷惑をおかけした点は申し訳なく思っているが、地方公共団体等の関係者には必要部数を適宜配布することとしているので、建造物課に一報いただければ幸いである。

今後の課題

今後の課題としては、登録を単なる文化財の保護にとどめず、地方公共団体のまちづくりの一環として活用する試みが行われることが期待される。文化庁が日本建築学会に対して行った委託調査研究はそういった視点から行われたものである。その成果を利用し、登録制度による歴史的建造物の幅広い保護を契機とする新しい文化施策の展開を期待したい。

実際に、先進的な地方公共団体では、例えば市街地景観条例や都市景観条例といった独自条例の中で歴史的建造物を個性的な町を演出する「景観財」としてとらえ、その外観（形態）を保全することが実践されつつある。こうした「景観財」保全の考え方と登録制度の

文化財登録制度をより理解してもらうために発行されたパンフレット各種



保護の考え方とは共通点も多い。したがって、例えば、価値付けを文化財保護行政が行い、保全への支援等の実際の手だてを都市計画行政が行うといった方法をとること等によって、文化財保護行政と都市計画行政が共同して登録制度をまちづくりに活かす事例が早期に実現することも期待されよう。

あわりに

国の文化財保護審議会は、通常八月、十二月を除く月一回の一年に計一〇回開催されているが、そのうち一月、六月を除く八回に登

平成九年度から登録物件等の保護を目的とする特別事業として創設されたものに、農林水産省の歴史的土地区画改良施設保全調査事業、歴史的土地区画改良施設保全実施計画（構造改善局計画部事業計画課）及び歴史的土地区画改良施設保全事業（構造改善局建設部水利課）がある（詳細は、別稿を参照のこと）。

このほか、運輸省においても「歴史的港湾環境創造事業」が進められていることから、登録された歴史的な港湾施設やその周辺の建造物の整備について、協力していく道を探っていきたいと考えている。

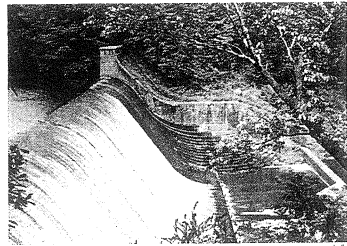
また、文化庁では建設省との共管事業として平成八年度より「歴史と文化のまちづくり」事業等を展開しており、指定文化財の保存修理事業の推進に加えて登録物件の改修等に対する支援が図られることが期待されている。このように、登録物件については、文化財としての単独事業だけでなく、建造物の本来の用途にかかわる様々な支援措置を有効に活用することによって、その保護を図ることが必要であると考えている。

普及広報

建造物課では、昨年一〇月一日からの制度の施行に前後して、都道府県教育委員会が行う各種会議や『文化庁月報』等の広報誌を通して制度の普及広報を行ってきた。また、制

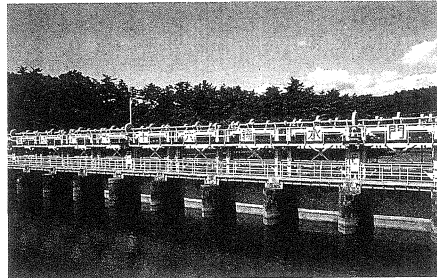
録の諮問を行う予定で、当面年間五〇〇件程度のペースで登録を進めていきたいと考えている。登録制度による保護の効果が現れるには、今しばらく時間がかかると考えているが、最終的にこの制度の成否の鍵を握るのは所有者等であり、その理解と協力によるところが大きい。前記のように所有者の同意を得て登録を行うこととしているが、所有者等との連絡調整は、将来書類の提出が必要となる場合がある等のことを考えれば、地方公共団体の教育委員会の協力なくしては事実上不可能である。そこで文化財保護担当者の積極的な取り組みに期待するところも大きいといえる。

当面、建造物課では、地方公共団体の教育委員会と連携を密に執りながら制度の普及につとめるとともに、様々な機会をとらえて所有者等の理解を得つつ登録の事務を執っていきたいと考えている。今後登録物件に関する様々な改修計画が持ち上がってくるのが予想されるが、所有者がよりよい保存・活用を図りやすい社会環境を整えることは、文化施策としても必要なことである。その意味で支援措置等について一層の充実を図っていききたいと考えている。伝統的な文化や歴史的な環境を大切にすることを当然とするような文化社会を醸成する新たな文化施策の展開が、現在求められている。文化財登録制度がその一端を担うことができれば幸いである。



白水貯水池（大分県竹田市）

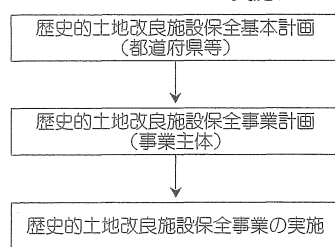
十六橋水門（福島県耶麻郡猪苗代町）



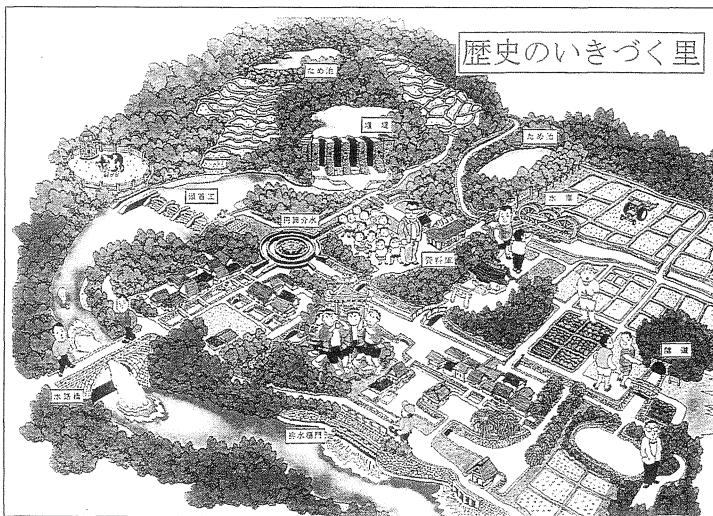
点が多い。また、土地改良施設は農業用の共同利用施設であることから、その保全及び利活用については利用農家をはじめとする地元の理解が欠かせない。そこで、農林水産省では、平成九年度から二ヶ年をかけて、文化財として価値のある土地改良施設の現況調査や、その保全手法、利活用について検討し、保全・活用のためのガイドラインを作成することを目的とした歴史的な土地改良施設保全調査を行う予定である。

農村地域は、水や緑が豊かな自然に恵まれ、かつ、伝統・文化が息づく人間性豊かな生活を享受し得る居住空間や余暇空間として、その役割が再評価されるとともに、それら機能の維持増進が求められるようになりつつある。このよう

歴史的な土地改良施設保全事業の実施フロー



残されている農村の歴史・文化の象徴である文化財として価値のある土地改良施設についても、近代施設との単純な機能面の比較以上に、地域のアイデンティティの象徴としての保全することの意義は大きいものと考えられる。



歴史的な土地改良施設保全事業のイメージ図

近年、文化財として価値のある土地改良施設は、老朽化やそれに伴う維持管理費の増嵩といった経済的な問題を抱えながらも、原型を残した保

全を地元が望んでいるものが多い。こうした施設の保全に対する機運が高まりつつある地域については、文化財登録制度とともに本事業を実施することで、地域における文化財保全の一助となれば幸いである。

事業の実施に際しては、都道府県等が当該土地改良施設の存在する地域及び当該施設の概要や文化財の保全のための基本方針等を定める基本計画を策定し、さらに事業主体が、基本計画に即した具体的な工事の方法、費用等を定めた事業計画を策定することとしている。（高度な技術的手段を要する場合、これら計画を策定するための補助制度として歴史的な土地改良施設保全実施計画策定も平成九年度に併せて創設した。）

こと、総事業費が三、〇〇〇万円（ため池については八〇〇万円）以上であることが必要である。なお、補助率は五〇パーセント（沖縄県にあつては七五パーセント）であり、計

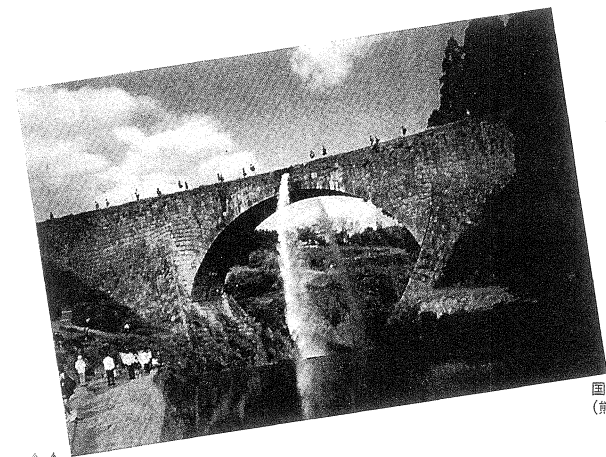
画策定の補助については限度額がある。本事業の対象となる土地改良施設については、これまで体系的な調査がなされたことがなかったため、その全体像については不明な

現

在利用されている農業用のため池、水路等の土地改良施設にあつても、文化財登録制度において登録の対象となるような文化財としての価値を有する施設が少なからず存在している。このため、農林水産省では平成九年度の新規事業制度として、農村地域におけるこれらの土地改良施設を保全・活用する歴史的な土地改良施設保全事業を創設したところである。

本事業は、主に都道府県が事業主体となり、登録文化財や指定文化財とされた土地改良施設を対象として、文化財としての価値の保全に留意しつつ、施設の機能の維持や安全性確保のため緊急に実施する必要がある補強工事や、これら工事と併せ行う当該施設の適切な保全・管理のために一体的に整備する必要がある管理道、駐車場、資料庫の整備を行うものである。

事業の採択要件としては、対象となる土地改良施設が登録文化財または指定文化財であること（見込みも含む）のほか、施設の受益となる農地面積が二〇ヘクタール以上である



国指定重要文化財 通潤橋
(熊本県上益城郡矢部町)



登録された土地改良施設への支援措置について

農林水産省構造改善局建設部水利課補助第1係長

遠藤知庸

日 本建築学会では文化庁の委託を受け、平成八年度、文化財登録制度を町並みや景観へ結びつけ、まちづくりに活かしていく研究を行ってきた。また、それに先立ち平成六年度には、同じく文化庁の委託を受け、



提言／文化財登録制度を 町並みや景観のなかで活かす

—都市計画の立場から—

東北芸術工科大学助手
日本建築学会・街並み景観調査研究委員会委員

温井 亨

わが国における街並み・景観の在り方に関する調査を行い、「文化のまちづくり」の提案として報告している。ここでは、その調査研究の概要について報告する。

まず初めに、今なぜ町並みなのか、また登録

している。「歴史と文化のまちづくり計画」とは、これまでの都市計画とは違って、歴史と文化の視点に立ったまちづくりの計画である。とここで学会での作業は、建築歴史・意匠委員会と都市計画委員会の合同のもとに行われたが、現場においても、これまでの文化財行政の進め方とは異なり、建設課、都市計画課等、他領域との連携が不可欠となるだろうと思われる。これまで文化財行政は、専門家による作業が中心であったと想像されるが、町並みとなると、そこに住んでいる住民、そこで商売をしている商店主の方々等、いろいろな人々が関係してくる。したがって現場での作業も、住民との話し合いや、住民を巻き込んだイベント的な試みも重要となつてくる

と考えられる。

それでは次に、登録文化財を用いながら、歴史と文化の視点からまちづくりを行うとは、実際にはどのようなことを行うのかを考えてみよう。ここでは大づかみに要点だけを述べると、それは地域の文脈のなかで文化財を見て行くことから始まる、と言つて良いように思う。十分高い価値を有する指定文化財の場合は、周りの文脈と切り離してもそれだけで評価が成り立つが、登録文化財の場合は、周囲の文脈のなかで評価して初めて価値の出るものも多い。つまり、登録文化財を探し評価を加える過程で、そもそも町並みとの関

録文化財がなぜ町並みと結びつくのかを考えたい。文化財登録制度は昨年度から、文化財保護法の一部改正により導入された新制度である。これまでの指定制度は、文化財を永久的に保護することを目的とし、強い規制と手厚い支援によりそれを担保していたが、対象となる文化財の数は限られていた。それに対し登録制度は、幅広く多種・多様・大量の歴史的建造物を保護することを目的とし、そのため規制と保護については、所有者による自主的保護が原則となつている。登録制度の目標は、登録によつて地域や所有者の自覚を促すことが第一義となつているのである。登録制度の導入には、文化という概念を、第一級の特殊な限られたものから、地域にとつての価値、つまり地域の歴史に根ざし、地域の生活、習慣、生業などの上で、現在でも使われたり人々の意識の中に根付いているもの、そういうしたものも文化財として認めていくという考えがある。一方、今度の登録制度は、今のところ建造物に限られているが、文化財の物理的範囲も次第に広がってきている。昭和五一年に実現した伝統的建造物群保存地区制度が一例だが、これによつて建造物から町並みへと文化財の範囲が広がった。町並みは、物理的範囲をこえた地域の歴史の証人であり、そこで生活、習慣、生業が展開されてきた舞台でもある。こうして見ると町並みも、登録

制度の場合と同様に、ある文化の概念の変化の上に現れたということができよう。つまり文化を、かしまつて拝見する類のものばかりではなく、我々が呼吸し、生活している基盤そのものとみなす考え方の変化である。

以上、登録制度と町並みを文化財としてとらえる制度が、もともと同じ精神から生まれた二つの動きであることを見てきたが、この二つは、今のところ互いの関係がわかりにくい。つまり、登録制度は町並みを含まず、町並みを文化という視点から整備するには、市町村が定める伝統的建造物群保存地区という制度しかない。したがって将来は、登録制度が町並みを含むことが期待されるわけだが、ようやく登録制度が実現した現時点では、まずこの新しい制度を使つて、どこまで町並みの保全に役立て得るかが課題となる。今回建築学会で行った調査研究も、以上のような理由から委託を受けたものである。

さて、今回の調査研究では次のような内容が提案された。まず、登録文化財を活かした「歴史と文化のまちづくり計画」を策定すること、またそのためには、どのようなことを行つたら良いかの研究報告と、事例研究としての富山県高岡市、山形県大石田町、さらに大都市における場合の検討である。またあわせて、現場で策定に当たられる自治体の方々のために、指針となるパンフレットも作成して

係が重要となる。

たとえば、筆者が今回調査した大石田の例で言えば、ここで登録文化財候補と考えられるのは町家の建築である。大石田の町家で立派なものは、蔵座敷という、蔵に座敷構えを施したものであるが、この場合、文化財として登録することを考えるとき、単体としての評価だけでは不十分である。町家の特徴は、俗に鰻の寝床と呼ばれるような、間口が狭く奥行きが深い敷地に稠密に集積した都市型の居住形式にあり、その重要性は、都市を構成する要素としての重要性である。町家に独特の路地や坪庭などの工夫も、都市との関係から初めて評価される。したがって、町家を登録文化財候補として評価しようとするとき、建物だけに注目しては駄目で、地区のスケールで考えること、敷地割や家々の配置がわかる地図などの資料が重要となつてくる。

このように、登録文化財候補を探すという作業のなかでも、町並みとの関係が重要であるわけだが、今回はさらに「歴史と文化のまちづくり計画」の策定が提案されている。そうすると今度は、町並みという地区スケールを都市スケールで位置づける作業も必要となる。たとえば城下町であるなら、町家は旧町人地にあり、また旧武家地や、社寺の多く立地する寺町などもあるだろう。また、こうした町割と山や川、自然環境との関係も重要と

なる。こうした分析が都市スケールでの作業である。

さて、話がこのように大きなスケールへと急に向かうと、これまで文化財行政に携わつてこられた市町村の方々には、急に降つて湧いた重荷のように感じられるかもしれないが、そのようなとき勧めたいのが、文化財の登録から始めるまちづくりである。たとえば、旧市街の中にいくつもの文化財を登録して行くと、それらを結ぶネットワークが生まれ、面の整備につながっていく。また何よりも地区住民にとつて、今まで特に気にとめていなかった建物が文化財に登録されるわけで、町の人々の物の感じ方も変わってくる。そこから歴史と文化を大事にしながら町の将来を考えようという気運も生まれてくる。大石田の場合、国の制度に先立ち、町独自で登録文化財制度を発足させていて、すでに旧市街の寺の仁王像や歌人斎藤茂吉が疎開していた離れの建物が登録されている。また、今回の調査もきっかけとなつて、今年度から町並みの保存を核に据えたまちづくりが始まった。

今後、全国各地で、文化財の登録を町並みにつなげ、さらにそこから「歴史と文化のまちづくり計画」をつくつていitだき、このような歴史と文化の視点からのまちづくりが進むことを期待している。

「我が国における街並み景観形成への提案に関する調査研究」

平成八年度、文化庁から日本建築学会に
対し、右記のテーマでの調査研究依頼
があった。すでに平成六年度に「我が国にお
ける街並み景観の在り方に関する調査研究」
というテーマでの調査研究の依頼があり、日
本国内で行われてきた全国各地での町並み景
観の実施例を収集、検討し、あわせて諸外国
の町並みを創り出すための法規等も収集した。
その結果「文化のまちづくり」の提案を提出
した。前回は調査研究の基礎編であるとすれ
ば、今回の調査研究はその応用編とでも言
うべきもので、町並み景観形成のための具
体的な提言が求められているといつてよいであ
ろう。昨年、文化財保護法の改正で新たに制
定された建造物の文化財登録制度をその中
のように活かすことができるのか、それも大
きなテーマとなった。日本建築学会では、前
回と同様に都市計画委員会と歴史意匠委員
会との協力で新たな委員会をつくり、その作
業を進めてきた（委員長／中川武早稲田大学
教授、副委員長／高野公男東北芸術工科大
学、幹事／藤井恵介）。

調査研究の経過

本調査、研究は「街並み景観」を、そこに

その背後には多様なソフトの課題が存在して
いるのである。したがって、委員会では文化
財登録制度を超えた広い範囲の検討項目が提
出された。まず「まちづくり」の資源となる
建造物・古道・河川・植生などの基礎調査の
方法と必要性、それを自然地形と関係づけて
まちを歴史的に理解する手法、それらを使い
ながら「まちづくり」を進めていくための手
法、法的制度の運用の方法など様々な課題が
挙げられた。



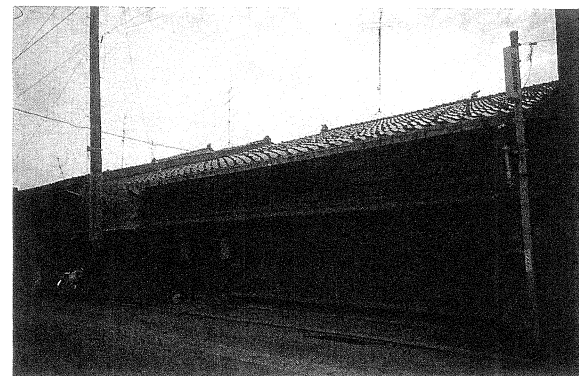
高岡市伏木地区の町並み

3

提言／文化財登録制度を町並みや景観のなかで活かす

歴史・意匠の立場から

東京大学大学院工学系研究科助教
藤井恵介



高岡市伏木地区の町並み

暮らす人々の価値観や営為を中心に据えるこ
とにより「まちづくり」というより広い視点
でとらえなおすことから開始した。文化財登
録制度では、個々の建物が対象となるが、そ
の価値を認めるのは現地でそれにかかわる人
々の視線であり、「街並み景観」を構成する建
築群の問題となれば、さらに広く生活にかか
わる様々な問題を多く含むからである。最終
的にはハードな課題を解決する必要があるが、

高岡市伏木地区の調査

ケーススタディとしては、従来から実施さ
れてきた重要伝統的建造物群保存地区の対象
となりにくい、地域を特徴づける歴史的建
築がある程度まとまって残されている地区
——富山県高岡市山町筋・伏木湊、山形県大
石町——を対象とした。

高岡は加賀藩二代藩主前田利長によって慶
長一四年（一六〇九）に開かれた。利長は城
郭を築き城下町を創ったが、慶長一十九年に利
長死去に伴い廃城となった。以後は加賀藩の
政策で商業都市へと転換し、江戸時代を通じて
繁栄し明治を迎えた。高岡市内には今回の調
査対象となった山町筋（旧北陸道筋、旧町人
地）、伏木のほか、金屋町（鑄物師の町）、吉
久といった江戸時代もしくは明治時代以来の
町屋群が良好な状態で残されている地区があ
って、さらに禅宗の巨刹瑞龍寺、浄土真宗系
寺内町の痕跡を残す勝興寺（伏木地区）とい
った文化財に恵まれている。

伏木湊は、高岡藩の湊として江戸時代初期
から機能し、江戸中期以後は物資の流通量の
増加に伴い発展していった。現在の伏木に残
る目立つ施設としては、江戸時代末からの町
屋群、そして近代の港湾施設の充実に伴う明
治以後の商業施設などがある。

今回の調査では、伏木湊町通りとその外側

街区までを対象地域として五〇年以前建造の
建築を採取したところ、二五六棟がリストア
ップされた。伏木湊町通りは、西側の本町地
区から東側の港湾施設をつなぐメインストリ
ートであって、江戸時代末から西側より徐々
に町屋が建てられ、近代では商業施設が密集
した地区である。明治四〇年の大火で東半分
を焼失するが、その後高岡市内で耐火建築と
して推奨された蔵造りの町屋に変更されて景
観を一新し、さらにその後の建て替えて、よ
り近代的な石造風ファサードに変更された建
築も少なくない。これらの変更は主として港
湾に近い部分で起こり、本町に近くなるに従
って伝統的な町屋建築が多くなる。これらの
分布状況は、伏木の近代化に伴う町の表情す
なわち景観の変化を如実に表現したものと言
えるであろう。また、このメインストリート
の周辺には大正末から昭和初期にかけての二
階の立ちの高い町屋風住宅が多く建ち並んで
いる。これらの建造物を使いながらどのような
に積極的な施策を施すのか、すべてこれから
の課題であるが、地域を特徴づける建築群を
把握することは可能になったと思われる。リ
ストアップされた建築群を広く登録文化財候
補として認識し、歴史的情報を活かしながら、
景観に関するルール作りとともに、それを素
材とした新しい「まちづくり」が進められる
ことに期待したい。

◆文化財建造物の登録はじまる

このたび、文化庁から日本建築学会が依頼された調査研究（平成八年度「我が国における街並み・景観の在り方に関する調査研究」と、そのパンフレット「歴史と文化のまちづくり」の作成に携わる機会を得たので、その概要を報告したい。

「歴史と文化のまちづくり」の趣旨

文化財や歴史的町並みの保全と活用は、従来から各地で行われてきたが、全国のまちづくり動向からすると、その傾向は今後さらに拡大すると考えられている。

また社会構造の変化（高齢化の促進や右肩下がりの社会動向）により価値観が多様化するなかで、従来の都市づくりや暮らしの仕方に対する反省など、まちに歴史と文化を求める傾向が進むと予測されている。

このような傾向は、歴史文化に関して多様な主体の動きを生みだし、下手をして動きがバラバラに進むと、結果として雑然とした風景になり、歴史や文化を求める価値観とそぐわなくなる恐れがある。

やはりこれからの文化担当部局は、歴史と文化に対する「考え方」をあらかじめ確立した上で、予測される多様な動きに対処する必要がある。

すなわち、歴史と文化をどのように育てていくかという計画的な視点が重要となる。

村が各々の歴史文化資産を再認識し、歴史と文化に対する考え方を確立する方法に力点をおいている。

基礎資料の整備

「歴史と文化のまちづくり」の第一歩は、地域の歴史的な特徴を形成する要因を整理することである。

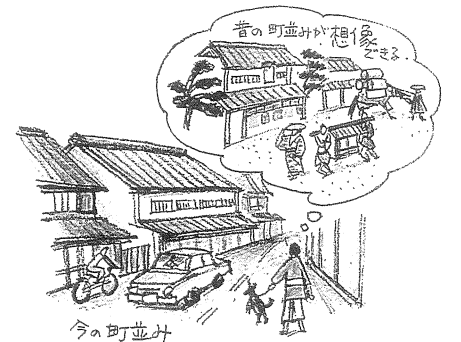
(1) 登録文化財候補のリストづくり

まず、地域の歴史文化資産を把握する必要がある。実際には指定文化財に追加して、歴史文化資産の観点からするまちづくりの「種」を探ることになる。これは各市町村が各々の視点で、登録文化財の候補となるような歴史文化資産を探る作業だともいえるので、ここでは「登録文化財候補のリストづくり」と呼んでいる。

まちづくりの「種」となる登録文化財の候補とは、まちづくりの「種」であるので、現在文化財保護法に規定されている建造物に限ることなく、町並みや石垣、古道、水路、あるいは界わいの雰囲気、眺望等の景観資源、さらに歌によく出る風物、市民の好きな百景祭り、地域行事、季節感等、各地域の特徴に応じた幅広くとらえることができる。

特に、このような身近な歴史文化資産の調査には専門家のみならず住民の参加が重要である。評価基準が地域の価値観にあり、極端

「歴史的文脈」をわかりやすくする



そこで、その重要

さと呼びかける施策的なキャッチフレーズを「歴史と文化のまちづくり」と言いあらわした。



点と点をつないで、歩くルートを検討する

に言えばその地域で大切だとされていることが評価すべき性格でもあるからだ。

(2) 都市形成史図集の作成

地域の昔の状態や歴史的な変遷を、地図で現在の状態と比較すると地域特徴の背景がよくわかる。特に、近世、近代から現代まで同一縮尺の地図で都市形成史図集をつくと、現在の場所を理解するためにも、将来の都市形成を検討するにも大変有益なことが多い。地図は地域歴史と将来のまちづくりの橋渡しをするのである。

(3) 地域特徴のストーリーづくり

過去から将来へ、地域の歴史的な特徴をわかりやすく受け継ぐには、単にモノを残すだけではなく、町の中の歴史的な特徴がストーリーとしてわかるのが良い。

そのためには、先の登録文化財候補や都市形成史図集等の地図を、重ね合わせ（オーバーレイ）等の手法で地域の特徴を浮かび上がらせることが必要となる。地域の特徴がわかりやすいように、「点的」になりがちな歴史的資産をつなぎ、特徴のストーリーをつくるのである。

歴史と文化のまちづくりの方向

時代が大きく変わりつつある現在、新しい時代にあつた魅力をつくるため、画一的な都市づくりから脱皮することが大切だ。そのた

提言／文化財登録制度を町並みや景観のなかで活かす

「歴史と文化のまちづくり」と文化財登録制度

（株）アソシエイツ代表 浦口醇二

めには、基礎資料を整備し、それに基づく歴史文化の考え方を示した将来像（ビジョン）が求められる。このビジョンは、いわば「歴史と文化のまちづくり基本計画」と呼ぶことができる。

地域特徴のストーリーがビジョンとして描ければ、それによって地域の中で大切なポイントが見えてくるし、また、都市づくりや開発との接点もわかりやすい。開発行為への対応もまた早期にできる。従来の暮らしの中の何気ない行為に対する反省や逆に再評価することもわかりやすくなる。また、このようなビジョンの考え方を行政的に担保する、条例等の制度整備の位置づけも可能になる。

このように、文化財登録制度の発展型として、歴史と文化のまちづくりを見通すことができるようになることが期待される。

そのときに肝心なのは、多くの人に開かれた話し合いだ。まちづくりは、ある程度価値観を共有することが必要だから、ビジョンをつくるときには皆で一緒に歩き、体験し、話し合うことが極めて重要だ。

なるべく多くの住民が「歴史と文化のまちづくり」に参加することが、新しく歴史文化の魅力地域に形成するポイントとなるだろう。

◆文化財建造物の登録はじまる

昨年の文化財保護法の改正により、新たに文化財登録制度が導入され、初めての登録文化財として、全国で一八八件、島根県では六件が認められた。その中で、大社町の物件が二件も登録されたことは大変喜ばしいことである。

今回登録された文化財は、旧制中学校の講堂であった「いなさ会館」と現在も県内唯一の私鉄ローカル線の駅舎として使われている「一畑電鉄出雲大社前駅」である。

「いなさ会館」は明治三五年、島根県立第三中学校（現大社高校）の講堂として建てられ、昭和五年に現在の大社高校の敷地内に移築された。木造平屋建の瓦葺きで、開口部の上げ下げ窓や下見板張りとする外観が擬洋風様式でまとめられているのが特徴であり、移築の際に旧校舎の玄関ポーチが組み込まれている。

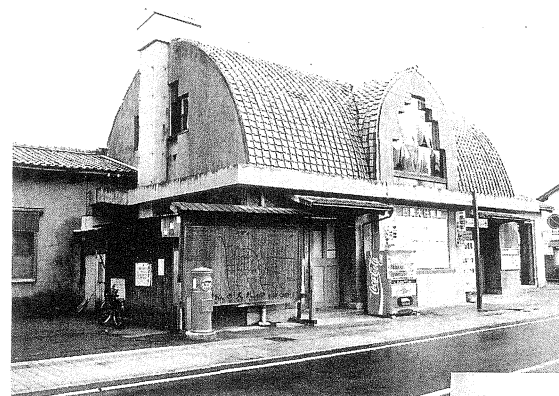
一方、「一畑電鉄出雲大社前駅」は、昭和五年に一畑電鉄大社線が開通したとき、出雲大社の新参道沿いに建てられ、当時としては珍しい近代的な駅舎であった。鉄筋コンクリート造平屋建で、軒線を強調したセセッション風の屋根をかける独特の外観を持っている。

いずれも、大社町に残る建造物の中では特異なものではあるが、出雲大社の門前町にふさわしい趣のある建物であることには間違いない、全国に誇るべきものであると自負して

いる。

このほかにも、木造和風造の「旧大社駅」（大正一三年建築）や、石積造では日本一の高さを誇る「日御碕灯台」（明治三六年建造）などの候補物件があるが、平成二年に赤字ローカル線として廃止となった旧大社駅については、今春に島根県の有形文化財に指定され、現在その活用について検討中である。これらの登録及び指定によって、町内にお

報告／文化財登録制度と地域づくり



(左)一畑電鉄出雲大社前駅
(下)いなさ会館

島根県大社町

島根県大社町教育委員会文化推進室振興係長
加村健悟



ける近代の建造物について、町民の関心と呼び、その価値性について一応の認識は得られたところではあるが、登録制度そのものが創設されて間もないため、町民の間に浸透するまでにはまだ時間が必要である。今後、この制度の趣旨、内容あるいは登録された文化財を広く紹介していくなどその周知について、国のみならず県・市町村においても積極的に行っていく必要があると考えている。

さて、本町は日本の神社を代表する出雲大社を有し、古くからその門前町として発展してきた町であり、歴史的な町並み、出雲神話の舞台、神事等の文化遺産が数多く残されており、県内を代表する観光地である。それを裏付けるかのように、国宝出雲大社本殿をはじめ、県下にある四件の国宝のうち三件が本町にあり、指定文化財の数においても、県内では上位に位置している。このことは如実に本町の歴史文化の濃密さを示すものである。

このように、全国的にも知られた歴史文化の観光地ではあるが、こうした文化的資源が十分に活かされていない現状にあり、現在も年間二〇〇万人が訪れるとはいえ、ピーク時に比して一〇〇万人もの観光客が減少していることも否めない事実である。かつてのにぎわいをどのように取り戻すかが、ここ十数年來の町にとっての大きな課題であり、その解決のためには「歴史と文化を活かしたまちづ

くり」を本格的に進めることしかないだろう

と言われ続け、今までにいろいろな試みがなされてきたが、課題解決ができないまままで今日までに至っているのが現状である。

その課題のひとつである町並み整備については、平成二年度に伝統的建造物群保存対策調査を行い、その後シンポジウムなどを実施してきたが、この事業の要ともいえる地域住民の理解が十分に得られず、未だその具体的な整備は進んでいない。この間、昔ながらの様相を呈している建物が失われたり、デザインや色彩など全く統一のない建物ができるなど、歴史的な町並み保存に向けて非常に深刻な状況にある。

だが、今回の文化財登録制度を活用することによって、これらの課題解決に向けて一歩でも前進を図ることができないかと考えている。というのもこの登録制度は、今までの強い規制と手厚い保護を行う指定制度と違い、「ゆるやかに守る」という発想であり、さまざまな優遇措置もあることで住民の理解が得られやすいと考えており、例えば町並み整備を進めるに当たって、核となる建造物を文化財登録することによって、その保存にあわせて地域住民の文化財に対する認識を深めて、町並み保存に対する意識を高めていくことも可能になるのではないかと考えている。

本町では、平成八年度より町民が町の将来

に自信と誇りをもち、町の良さや存在意義を

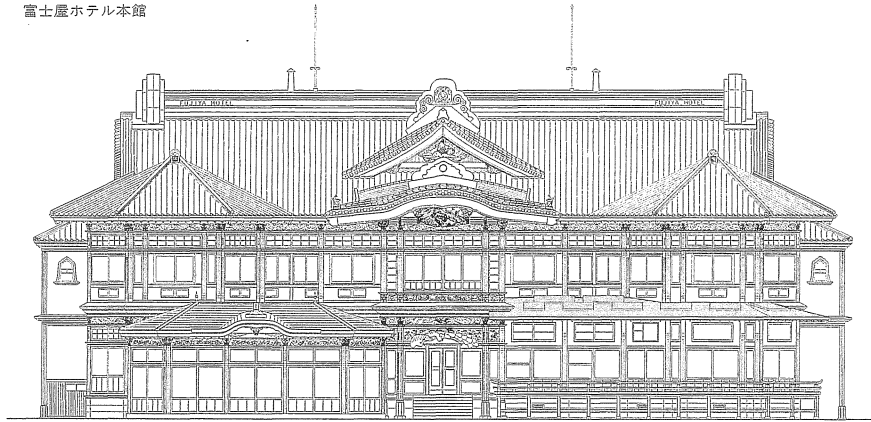
県へ、国へ、世界へ情報発信できるようにまちづくりを進めることを目的として、大社町総合振興計画「恋するまち大社——一九九六—二〇一一——」がスタートした。

その重点施策として、本町の歴史的特性を最大限に活かしたまちづくりというところで、出雲大社をはじめとした世界に情報発信できる文化資産を活用することにより、新たな魅力あるまちづくりを進めることにしている。

言い換えれば、門前町としてのにぎわいを取り戻すために、この町を世界に開かれた文化交流拠点として整備し、来る二一世紀に向けて全国の神々が集まる出雲大社を中心とした「都づくり」をしていくことを目標に定めている。今回の総合振興計画の中では、この拠点整備を「世界文化創世の郷」整備として位置づけて、今後、歴史的な町並みの整備など、貴重な文化財を活用することによって地域振興を図ることにしている。

最後に、今回二件が登録文化財になったことは単に建物自体が評価されたことにとどまらず、大社町がめざす新たなまちづくりに向けて大きな力を与えてくれたものと確信する。これを契機に「歴史と文化を活かしたまちづくり」の実現に向けて着実な歩みを進めていきたいと考えている。

富士屋ホテル本館



箱根七湯道の改良

和風旅館が整備され始める。詳細な調査は今後に待たなければならぬが、現在判明している建物としては、湯本では、大正八年の建物を残す住吉旅館、塔之澤では、明治一七年創建、大正八年増・改築の建物と、大正一三年創建の建物とを残す環翠楼、明治二〇年頃の建物を残す一の湯、大正初期の建物を残す塔之澤・福住、宮ノ下では、明治二〇年頃創建の本館や大正七年頃創建の一号別館を残す奈良屋旅館、芦之湯では、明治初期の建物を残す松坂屋本館などが挙げられる。

さらに、明治二〇年代以降、文化人や政・財界人の中には、避暑地としての魅力を箱根に見出し、別荘を建設する人々があった。年代順に見ていくと、明治三五年以降創建の旧岩崎弥之助別荘、同、旧今村繁三別荘、大正三年頃創建の旧有賀長文別荘、大正四年創建の旧岩崎康弥別荘、大正一〇年創建の旧藤田平太郎別荘、同、旧藤山雷太郎別荘、大正年間創建の旧牧田環別

荘の茶室、同、旧三井高達別荘などが現存する。また、皇室の別荘としては、明治二八年創建の旧宮ノ下御用邸と昭和五年創建の旧閑院宮載仁別荘とが、ともに旅館として今に残る。

残された筆蹟と今後の課題

概観してきた数々の建造物、特に、七湯の各旅館には、投宿した文化人や政・財界人の筆蹟が数多く残されている。調査はまだ十分ではあるが、例を挙げるならば、湯本・福住には、木戸孝九・伊藤博文・井上馨・福沢諭吉など政・財界人の、塔之澤・福住には、川端康成・田村泰次郎・林芙美子・吉川英治など文学者の、松坂屋には、木戸孝九・西郷隆盛・勝海舟・伊藤博文・副島種臣など幕末の志士や政・財界人の筆蹟がそれぞれ残されている。

これらの筆蹟は、明治・大正・昭和の各時代を生きてきた建造物とともに、その時代の政治や思想、文化はもちろんのこと、筆蹟の残る建造物の持つ特質をも色濃く写し出すものであろう。今後は、箱根に残された建造物の詳細調査はもう一つの、これら筆蹟などの調査を進め、建造物と一体として保存を図るとともに、さらには、箱根全山に残るこれらの建造物をネットワーク化し、その活用をも図る必要がある。

◆文化財建造物の登録はじまる

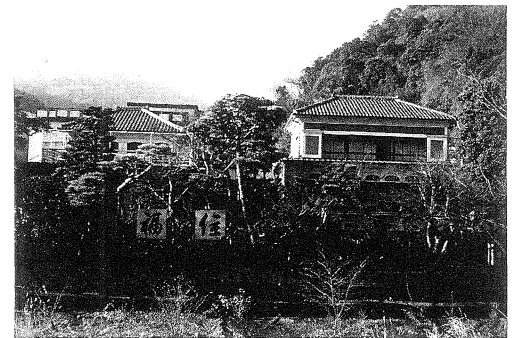
4

報告／文化財登録制度と地域づくり

神奈川県箱根町

箱根町教育委員会社会教育課文化財保護係長

伊藤 潤



この3月に文化財保護審議会から登録の答申があった湯本・福住

箱根の近代化と洋風旅館

箱根の近代化は、福沢諭吉による道路開削の提言から始まる。諭吉は明治六年（一八七三）、塔之澤・福住に滞在中、地元を発行する「足柄新聞」六号に、新しい時代の到来を予見し、それまで、湯本・塔之澤・堂ヶ島・宮ノ下・底倉・木賀・芦之湯の七つの湯治場を結ぶ山道であった箱根七湯道の改良の必要性を訴えた。これを受け、二宮尊徳の高弟として知られた湯本・福住の福住正兄は、明治八年、小田原―湯本間に人力車道を開削

した。その後、国府津―湯本間の馬車鉄道の開設、今日の山岳鉄道・箱根登山鉄道の開設へと道路や交通の整備は発展していった。また人力車道は、明治二〇年には、富士屋ホテルの山口仙之助により宮ノ下まで、明治三七年には、松坂屋の松坂万右衛門らによつて芦ノ湖畔の箱根芦川にまで開通した。

道路や交通の整備が進むとともに、近代化の波は、明治一〇年代以降、箱根七湯の各地に建てられていく洋風旅館の姿にも見いだすことができる。湯本・福住の福住正兄は、自分の湯宿を、東京第一国立銀行と横浜駅舎の

文化人、政・財界人と和風旅館、別荘

年間、二十万人余の内外からの訪問客を迎える箱根の魅力は、何と言っても、泉質に恵まれた温泉と風光明媚な自然環境とであろう。さらに、これに、東京の奥座敷と言われる地理的な条件の良さが重なる。この特色が、近世、箱根七湯と呼ばれた湯治場の時代から、箱根二十湯とも言われる温泉観光地としての現代まで、多くの文化人や政・財界人を、箱根にひきつけて止まなかった大きな要因であらう。

その箱根において、明治二〇年代以降、文化人や政・財界人の投宿が多くなるにしたがい、七湯の各地を中心に、洋風旅館と並んで

建築様式を取り入れた擬洋風旅館に建て直すことを計画し、明治一〇年に金泉楼（南棟）を、同一二年に萬翠楼（北棟）を完成させた。また、明治一一年には、福沢諭吉が開いた慶應義塾の門下生であった山口仙之助によつて、外国人を対象とした富士屋ホテルが宮ノ下に開業した。その富士屋ホテルには、戦前までに建てられた建物が七棟現存する。その七棟とは、明治一七年創建のアイリリー、明治二〇年創建の本館、明治三九年創建の一・二号館、大正九年（一九二〇）創建の三号館、昭和五年（一九三〇）創建の食堂、昭和一一年創建の花御殿である。

東京大学大講堂(安田講堂)(東京都文京区)

撮影／三沢博昭

東京大学大講堂は、文京区の本郷キャンパスにあり、その象徴的存在として広く知られる建物である。大正11年の12月に工事に着手、同14年7月に竣工したもので、安田財閥をつくりあげた安田善次郎の寄付により建設されたため、安田講堂とも呼ばれる。

鉄筋コンクリート造、4階建て、正面中央に時計塔、後方に半円形の講堂を設ける。縦にのびる線を強調したゴシック様式にならった建物で、設計は工学部建築学科教授の内田祥三(第14代総長／昭和18～20年)である。

本郷キャンパスには、類似するデザインをもった建物が多い。この理由のひとつに、大講堂の設計を手がけた内田祥三が関東大震災以降のキャンパス復興計画の中心的役割を果たしたことが挙げられる。

この建物は、昭和40年代の学園紛争の中心となったことでも知られている。紛争によって使用不能となり長く封鎖されていたが、昭和63年から平成6年にかけて改修が行われ、再び講堂として利用されるようになっていく。

(文化財保護部建造物課文化財調査官 後藤 治)

編集後記

登録有形文化財の特集号はいかがでしたでしょうか。現在、登録は全国各地で順調に進んでいて、みなさんの身近にある歴史的な建造物が徐々に登録されつつあります。季節もよくなってきたので、みなさんも自分の家の近くで歴史的な建造物を見つけてみませんか。それが近い将来登録されるかもしれません。みなさんが発見した建造物に注目が集まりそれが登録される、そういう具合に将来なれば、この制度は大成功といえるでしょう。

ところで文化財というと、とかく見学にいくだけのものと思われがちですが、登録有形文化財はレストラン、旅館、ホテルなど様々な用途に利用されており、日常的な施設の利用のなかで自然に触れ親しむことができる、そんな文化財です。歴史的な建造物の場合には、公開して見学の用に供するだけでなく、こうした日常的な利用が行われていることもひとつの大きな魅力になることを認識してもらえれば幸いです。

(O G)

文化庁月報 5月号(通巻344号)

平成9年5月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課宣伝係

電話03(5349)6657(ダイヤルイン)

©1997 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。